

卸と製薬メーカーの 流通改善への取組状況について

(卸資料)

平成 21 年度における流通改善の取組み結果について

平成 22 年 7 月 28 日
 (社) 日本医薬品卸業連合会

1 平成 21 年度の取組結果の概要

①未妥結仮納入の解消

○妥結率

薬価改定 2 年目の妥結率を比較すると、

平成 19 年 10 月末 79.6%→平成 21 年 9 月末 82.9% (12 月末 84.2%)

*平成 20 年 9 月末 70.9%

○説明

- ・薬価改定 2 年目は、薬価水準に変化がないことから、価格交渉は比較的順調であった。
- ・なお、平成 21 年度の価格交渉が年度内に妥結せず、3 月末日を超えても価格が未妥結の病院・薬局数は 22 件（病院 21 件、薬局 1 件）で、薬価改定 1 年目の平成 20 年度の 67 件（病院 64 件、薬局 3 件）に比して大きく減少した。主な病院は、大学病院、公立病院、公的病院であった。

②総価取引の是正

薬価改定 2 年目の平成 19 年度と 21 年度を比較すると次の通り。

(金額ベース %)

	平成 19 年度		平成 21 年度		(参)平成 20 年度	
	病院	薬局	病院	薬局	病院	薬局
単品単価契約	36.2	1.0	52.0	27.0	54.5	26.9
単品総価契約	37.2	39.0	26.5	11.3	25.4	13.6
全品総価契約除外あり	—	—	13.6	60.4	12.9	58.1
全品総価契約	26.6	60.0	7.9	1.3	7.2	1.4

資料) 主要卸 5 社の加重平均値

*病院：200 床以上の病院

薬局：20 店舗以上のチェーン薬局

*平成 20 年度は、4 月～12 月の妥結済み取引が対象。

○説明

- ・薬価改定 2 年目の平成 19 年度と 21 年度を比較すると、単品単価契約の増加及び全品総価契約の低下を確認することができる。
- ・なお、平成 20 年度と 21 年度を比較すると、逆行ないし横這いの印象を受けるが、これは、平成 20 年度の数値が 4 月から 12 月までに価格が妥結し

た取引を対象にしているためである。

- ・即ち、翌年1月以降まで価格妥結時期が伸びた取引は、薬価差益の水準に取引当事者が歩み寄れない開きがあるために膠着状態になったケースが多く、その取引形態は総価取引である場合が多い。平成21年度は、これらのケースを包含するため、総価取引の割合が平成20年度より大きくなった。

③ 売差マイナスの改善

平成21年度の数值は、現在、調査・集計中であるが、昨年の流通改善懇談会開催時に判明していなかった平成20年度の数值は、以下の通りである。

	売差	割戻し+AW	グロスマージン	販管費率	営業利益率	平均乖離率
						(17年度) 8.0%
18年度	-0.91%	9.16%	8.25%	7.12%	1.13%	
19年度	-2.69%	10.76%	8.07%	6.95%	1.12%	6.9%
20年度	-2.04%	9.15%	7.11%	6.82%	0.29%	
						(21年度) 8.4%
差 20-18	-1.13	-0.01	-1.14	-0.3	-0.84	
20-19	+0.65	-1.61	-0.96	-0.13	-0.83	

○説明

緊急提言では、割戻し・アローアンスのうち、可能なものは仕切価に反映するよう見直すこととされた。

しかし、割戻し+アローアンスの引下分の仕切価への反映が部分的であった。このため、最終原価率が前年より上昇した。

他方、未妥結仮納入の解消を図るため、早期妥結を推進した結果、市場価格は大きく低下した。

この結果、前年度マイナス2.69%であった売差率の改善はマイナ2.04%にとどまり、営業利益率は、販売費及び一般管理費を圧縮したにもかかわらず過去最悪の0.29%に転落した。なお、平均乖離率（薬価差）は拡大し、平成21年度8.4%（平成19年度6.9%）となった。

2 今後の取組方針等

① 流通改革の推進

- ・本年度は、2年に1回の薬価改定が行われ、新たな薬価水準のもとで流通改革第2ラウンドを迎えている。緊急提言後の平成20年度薬価改定を踏

また流通改革第1ラウンドの取組みについては、昨年の本懇談会において一定の評価をいただいたものの、「道半ば」とされた。

また、本年4月に試行導入された新薬価制度は、価値に見合った市場価格形成されなければその目的を達成することができない。即ち、緊急提言実現の取組みと表裏一体の関係にある。

医薬品卸業界は、このような認識に基づき、流通改善懇談会の緊急提言の実現に最大限の努力を傾注することになっている（本年5月25日（社）日本医薬品卸業連合会通常総会決議（別添））。

については、流通改善懇談会において、単品単価取引の拡充（総価取引の場合は最低購入量の明示）、未妥結仮納入の解消、売差マイナスの是正の取組みが前進するための効果的な方策をご検討いただきたい。併せて、国においては関係者に対する新薬価制度の意義についての一層の啓蒙活動をお願いしたい。

- ・なお、1の③で述べたように、平成20年度において、医薬品卸企業は、早期妥結を強く志向したため価格交渉力が相対的に低下し、史上最悪の決算結果となり、企業成績と早期妥結はトレードオフの関係にあるという声も出ている。未妥結仮納入改善の取組の進展に影響することが懸念される。については、前回の流通改善懇談会における「早期妥結のインセンティブ」は傾聴すべきご意見であるので、検討を深めることが必要であると考えます。流通改善懇談会の委員の方々のご意見をお伺いしたい。

②流通コードのバーコード表示

流通改善の取組みの一つに流通コードのバーコード表示の普及が挙げられる。品質不良等の理由により回収を要する医療用医薬品のトレーサビリティを確保するためには、流通コード（商品コード・有効期限・製造番号）のバーコード表示が重要である。

しかし、厚生労働省通知でバーコードによる表示は、（特定）生物由来製品のみが必須表示とされ、その他の製品は任意表示とされている。（特定）生物由来製品は、全製品の2%弱であるため、卸企業のIT化投資の効果は薄い。現状では、不良品の回収作業は、卸が納入先の医療機関等に出向き、目視により製品を確認している状況である。効率的な不良品の回収等を図るためには、卸企業のIT化を促進し、迅速な遡及調査を可能にするトレーサビリティの充実が必要である。

については、流通改善懇談会において、流通コードのバーコード表示の促進についての議論をお願いしたい。

	商品コード	有効期限	製造番号
特定生物由来製品	◎	◎	◎
生物由来製品	◎	◎	◎
内用薬	◎	任意	任意
注射薬	◎	任意	任意
外用薬	◎	任意	任意
(注)体外診断薬	◎	◎	◎

(販売包装単位)

◎必須表示

(別添)

決 議

社団法人日本医薬品卸業連合会は第33回通常総会に当たり、会員の総意の下に次のとおり決議する。

1 流通改革の実現

国民が等しく願う画期的な新薬の開発促進及びドラッグ・ラグの解消を目的とする新薬価制度が実現した。同制度は、医薬品が有する価値に見合った市場価格が形成されなければその意義を全うできない。まさに医薬品卸業界が総力を挙げて取り組む流通改革と表裏一体の関係にある。我々は、新薬価制度の趣旨を踏まえ、医療用医薬品の流通改革の貫徹を目指し、医療機関及び薬局との真摯な価格交渉を推進する。

2 「略」

3 「略」

平成22年5月25日

社団法人 日本医薬品卸業連合会
第33回通常総会

(製薬メーカー資料)

平成 20 年度～21 年度におけるメーカーの取組

I. 「医療用医薬品の流通改善について（緊急提言）」を受けた取組

1. 緊急提言における「メーカーと卸売業者の取引における留意事項」

- (ア) 「医療機関／薬局の信頼を得るための取組」
- (イ) 「仕切価等の速やかな提示等」
- (ウ) 「適正な仕切価水準の設定」
- (エ) 「割戻し・アローアンスの整理・縮小と基準の明確化」

2. 留意事項に対するメーカーの取組

- (ア) 「医療機関／薬局の信頼を得るための取組」

従前よりメーカーと卸売業者との取引は取引基本契約書に基づいた、透明なものであったと認識している。

当業界は「緊急提言」が通知されて以降、様々な機会を通じてその考え方を周知し続けてきた。各社はそれを真摯に受け止め、今回も対応を実施したと認識している。

メーカー各社は卸売業者との取引における透明性の確保に留意して以下の対応【(イ)、(ウ)、(エ)】を行った。

- (イ) 「仕切価等の速やかな提示等」

仕切価については今回も薬価告示後速やかに卸売業者毎に提示した。また、割戻し・アローアンスの提示についても、薬価内示後、速やかに概略を提示し、卸売業者と話し合いを行ったと認識している。

その結果として、医療機関／薬局への早期の価格提示及び交渉につながっていると認識している。

- (ウ) 「適正な仕切価水準の設定」

割戻し・アローアンスのうち一次仕切価に反映可能なものは、各社一次仕切価に反映させた。また、市場環境等の変化に伴い、各社において改めて製品構成や製品価値等を勘案した仕切価を設定し、卸売業者に対する説明及び話し合いに努めたと認識している。

- (エ) 「割戻し・アローアンスの整理・縮小と基準の明確化」

各社見直しを行い、高率なアローアンスはできるだけ整理・縮小するとともに、仕切価修正的なアローアンスは割戻しや一次仕切価に反映させたと認識している。

さらに、基準の明確化においては今回もより一層の取組を行なったと認識している。

なお、期末のアローアンスについては従前よりないものと理解しているが、重ねて周知を行った。

上記の（ア）～（エ）の取組により、卸売業者は早期に医療機関／薬局に価格を提示し、交渉に臨めるものと考えており、妥結率の向上につながるものと認識している。

Ⅱ．流通改善に対する今後の取り組み

これまで、緊急提言の趣旨を踏まえメーカーとして流通改善に対して真摯に取り組んできた。

しかしながら、流通改善は未だ道半ばであるとの指摘もあることから、メーカーとしては、引き続き取引相手である卸売業者の取引における主体性を尊重すると同時に話し合いを通じて、医療用医薬品の取引における一層の透明性確保に努める所存である。

また、メーカーの立場からは、より一層、医療関係者に対して個々の医薬品の製品価値を説明することにより総価取引の改善を始めとする流通改善に尽力したいと考えている。

以上